

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年10月17日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第41号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 契約（第142条～第187条）</p> <p>第1節 通則（第142条～第163条）</p> <p>第142条～第144条 略</p> <p><u>第144条の2（電子契約サービスによる事務処理）</u></p> <p>第145条～第163条 略</p> <p>第2節 一般競争入札（第164条～第178条）</p> <p>第164条～第176条の2 略</p> <p>第177条（<u>契約締結の期限</u>）</p> <p>第178条 略</p> <p>第3節・第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（現金による収納）</p> <p>第33条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入（同条第3号に掲げるものを除く。）について、納入者から現金の納付を受けるものとする。この場合においては、現金領収書（第9号様式）を納入者に交付し、現金受払簿に登記の上、納付書により当日又は翌日（翌日が休日（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下この項、<u>第177条第2項及び第266条</u>において同じ。）その他指定金融機関等に払い込むことが困難であると認められる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 契約（第142条～第187条）</p> <p>第1節 通則（第142条～第163条）</p> <p>第142条～第144条 略</p> <p>第145条～第163条 略</p> <p>第2節 一般競争入札（第164条～第178条）</p> <p>第164条～第176条の2 略</p> <p>第177条（<u>契約書の交換等</u>）</p> <p>第178条 略</p> <p>第3節・第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（現金による収納）</p> <p>第33条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入（同条第3号に掲げるものを除く。）について、納入者から現金の納付を受けるものとする。この場合においては、現金領収書（第9号様式）を納入者に交付し、現金受払簿に登記の上、納付書により当日又は翌日（翌日が休日（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下この条及び第266条において同じ。）その他指定金融機関等に払い込むことが困難であると認められる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 略</p>

(繰替払のできる範囲)

第79条 略

(1)～(6) 略

(7) 指定納付受託者が行う納付事務の手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金

(契約書の作成)

第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)第6条第1項の規定によりその作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録の作成を行う場合における当該電磁的記録を含む。次項を除き、以下同じ。)を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(5) 略

2 略

(電子契約サービスによる事務処理)

第144条の2 前条第1項に規定する電磁的記録には、電子契約サービス(当該電磁的記録に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行うことにより契約を締結するためのサービスをいう。以下同じ。)により電子署名を行わなければならない。

2 この規則に定めるもののほか、契約の締結に関する事務を電子契約サービスにより処理する場合の事務の取扱いその他必要な事項は、別に定める。

(契約書作成の省略)

第145条 略

(入札)

第168条 略

2 契約担当者は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に關す

(繰替払のできる範囲)

第79条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者、所の出納員又は指定金融機関等をして、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

(1)～(6) 略

(契約書の作成)

第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)～(5) 略

2 略

(契約書作成の省略)

第145条 略

(入札)

第168条 略

2 契約担当者は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に關す

る条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子入札システム」という。）により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

3 略

（契約締結の期限）

第177条 契約担当者は、第145条の規定により契約書の作成を省略することができる場合を除き、第176条の規定により通知をした後速やかに、落札者に対し、第144条第1項に規定する契約書の案を送付しなければならない。

2 落札者が前項の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

る条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子入札システム」という。）により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

3 略

（契約書の交換等）

第177条 契約担当者及び落札者は、第145条の規定により契約書の作成を省略することができる場合を除き、第144条に規定する契約書を第176条の規定により通知をした日から5日以内に作成しなければならない。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。